

第8 その他の福祉

1 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族の援護

旧陸・海軍の軍人・軍属等及びその遺族に対する国家補償のため、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき恩給、一時金等が支給されている。

1 軍人恩給

普通恩給	12 年以上在職年がある下士官及び兵 13 年以上在職年がある准士官及び将校
増加恩給	特別項症から第7 項症までの障害者
傷病年金	第1 款症から第4 款症までの障害者
一時恩給	引続く実在職年が3 年以上あり、普通恩給資格のない旧軍人・軍属
一時金	通算して3 年以上実在職があり、恩給法の対象にならない旧軍人

以上は、本人対象に支給されるが、遺族（主として妻）に対して次のものが支給されている。

普通扶助料	普通恩給受給者の遺族
公務扶助料	旧軍人・軍属の戦没遺族
増加非公死扶助料	平病死した増加恩給受給者の遺族
傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金受給者の遺族

恩給法に基づく、令和6 年度の普通恩給（改訂請求を含む）・増加恩給・傷病年金・一時恩給・一時金の取扱件数は0 件であった。

2 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者の身分と、又これらと遺族との身分関係等により、恩給法による処遇が受けられない者を対象とした援護措置がなされている。

障害年金	準軍属等で、恩給法の傷病恩給と同程度の障害者
遺族年金	旧軍人・軍属の戦没遺族（内縁の妻、継父母等）
遺族給与金	戦没者の身分が準軍属である者の遺族
特設年金	旧軍人等が勤務に関連して死亡したとみなされた遺族
障害者遺族特別年金	平病死した障害年金受給者の遺族

【第8 その他の福祉】

このほか、戦傷病者の妻には「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が、戦没者の妻には「戦没者等の妻に対する特別給付金」が、戦没者の父母で身寄りが絶えた者には「戦没者等の父母に対する特別給付金」が10年、又は5年払いの国債で交付されている。

特別給付金取扱状況

(単位：件)

	令和6年度中の取扱件数		昭和51年法改正後の取扱延件数	
	請 求	国 債 交 付	請 求	国 債 交 付
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	0	0	576	551
戦没者等の妻に対する特別給付金	0	0	1,064	1,064
戦没者等の父母に対する特別給付金	0	0	20	16

3 戦傷病者の特別援護

恩給法の定めによる障害（特別項症から第7項症、第1款症から第4款症、第1目症から第4目症に区分されている。）がある旧軍人・軍属等で「戦傷病者手帳」を所持している者に国家補償の観点から種々の措置が講じられている。

- ・ 療養の給付、療養手当の支給
- ・ 葬祭費の支給
- ・ 更生医療の給付
- ・ 補装具の支給及び修理
- ・ 国立の保養所への入所
- ・ 旅客鉄道会社等の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い
- ・ 航空運賃の割引証明の発行
- ・ 所得税・県・市民税の減免
- ・ 自動車取得税の減免
- ・ NHKテレビ受信料の減免

＜令和6年度＞戦傷病者特別援護の取扱状況 実績なし

4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者の妻、子、父母が公務扶助料、又は遺族年金等を受給していたが婚姻、成人到達、死亡等により年金等受給者は逐年減少の傾向にある。これら残された2親等内の親族（兄弟姉妹）に対して国が弔慰を示すものとして制定されたもので、現在は、満州事変以降の戦没者等の3親等内の親族を対象（同一生計関係があった者に限る）としている。

特別弔慰金取扱い状況

(単位：件)

令和6年度中の取扱件数		法施行後の取扱延件数	
請 求	国 債 交 付	請 求	国 債 交 付
0	0	10,046	9,933

※令和7年4月1日から第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（令和8年～令和12年分、総額275,000円）の申請を受付中（申請期限：令和10年3月31日）

2 日本赤十字社（静岡県支部富士市地区）

日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、災害救護活動、講習会（救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法、減災セミナー）の開催、血液事業等を行うほか、赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

また、災害等の義援金、救援金の募集を行い、内訳は以下のとおりである。

義援金 (令和7年3月31日現在)

1	令和6年能登半島地震災害義援金	5,066,312円
2	令和6年能登半島大雨災害義援金	823,547円

救援金 (令和7年3月31日現在)

1	台湾東部沖地震救援金	3,014,427円
2	ウクライナ人道危機救援金	120,000円

1 日本赤十字社活動資金の募集

日本赤十字社の事業資金は、赤十字会員のご理解とご協力により集められた会費で賄われている。

日本赤十字社は、毎年5月を中心に「赤十字運動」として、赤十字奉仕団・各町内会・各女性団体のご協力のもと会員の募集を行っている。

活動資金状況

年 度	協力件数（件）	活動資金額（千円）
令和4年度	523	29,595
令和5年度	507	28,630
令和6年度	521	28,832

2 災害救護活動

災害による罹災者への救援品の支給を行う。(毛布・タオル・緊急セット・男女下着等支給)

救援品支給状況

(単位:件)

区分 年度	天 災			火 災	
	全 壊	半 壊	床上浸水	全 焼	半 焼
令和3年度	0	0	22	4	1
令和4年度	0	0	0	7	1(水損)
令和5年度	0	0	15	10	1
令和6年度	0	0	6	5	0

※ 令和3年度の床上浸水は、令和3年7月豪雨災害によるもの。

3 講習会の開催

思わぬ災害や事故にあったとき等、応急処置や医学的知識を身につけることにより、家庭や地域で役立てることができる。

このため、赤十字奉仕団員、町内会・区、学校等を対象に専門講師のもとで講習会を開催している。

講習会の実績

(単位:回)

年 度	救急法	水上安全法	健康生活 支援講習	幼児安全法	減災セミナー	BLS入門講座 ※
令和3年度	7	3	0	2	1	1
令和4年度	12	1	0	0	0	0
令和5年度	14	4	0	0	1	0
令和6年度	5	9	0	0	0	0

※ BLS(一次救命処置)とは、心肺蘇生とAEDを用いた徐細動によって行われる救命措置のこと。

4 血液事業

日本では、明治22年頃から輸血が行われるようになり、輸血用血液は売血に頼っていたが、献血によって賄うため、昭和24年に日本赤十字社が血液事業として活動を始め、現在に至っている。

今日、難病・事故等により大量の輸血が必要とされるため、献血がより重要となっており、現在の高齢社会においては、若い世代の積極的な協力が求められている。

(1) 献血

献血は、16歳から69歳までの方にご協力をお願いしている。ただし、65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限る。

毎月第1、3木曜日に市役所において、また、毎月第2日曜日にジャンボエンチョー富士店において、移動採血車による献血を実施している。その他、市内各地や事業所にも巡回して、献血を行っている。

献血には2種類（200ml献血・400ml献血）があり、安全で有効な輸血への対応を図っている。

富士市献血実施状況

(単位：人)

区 分 年 度	献 血 者 数		
	200ml	400ml	計
令和3年度	279	6,143	6,422
令和4年度	418	5,957	6,375
令和5年度	437	5,503	5,940
令和6年度	345	5,726	6,071

(2) 血液の確保対策

心臓病の手術等に必要血液は、有効期間が短く、血液センターからの供給は常に十分とはいえない。血液を安定的に供給する体制を確立するために「献血者登録制度（ラブラッド）」を推進している。

5 富士市赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々のボランティア組織である。高齢者福祉活動や施設訪問活動、清掃奉仕など地域のニーズに応じ、温かいコミュニティづくりを目指したボランティア活動や義援金等の啓発活動を行っている。

また、日本赤十字社静岡県支部主催の以下の研修会に参加している。

- ① 静岡県地域赤十字奉仕団基礎研修
- ② 静岡県地域赤十字奉仕団ボランティア・リーダーシップ研修
- ③ 赤十字炊き出しリーダー養成講習
- ④ NHK海外たすけあい啓発活動

6 日本赤十字社有功会

有功会は、社資功勞により有功章を受賞した方々により結成された組織であり、日本赤十字社の支援団体として、赤十字思想の普及を行っている。

7 青少年赤十字（J R C）

青少年赤十字（Junior Red Cross）は、青少年の思いやりの心を育てるために、「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の3つを実践目標とし、学校教育に密着した活動を展開している。青少年が赤十字の精神を理解し、人道的活動に取り組めるよう日本赤十字社が育成や援助を行っている。市内でJ R C活動を行っている学校は次のとおりである。

市内青少年赤十字加盟校

＜令和7年3月31日現在＞

	学 校 名
高 等 学 校	県立吉原高等学校、県立富士高等学校、富士市立高等学校 県立富士東高等学校
中 学 校	吉原第二中学校、田子浦中学校、大淵中学校、元吉原中学校 鷹岡中学校
小 学 校	吉永第二小学校、鷹岡小学校、丘小学校、青葉台小学校 天間小学校、今泉小学校
幼 稚 園	岩松保育園、たかおかこども園、ひな保育園

3 災 害 救 助

大規模災害時、罹災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、国、県、市、日本赤十字社、その他の団体等が救援業務を行う。

1 災害救助業務

被害が一定以上の基準に達し、救助が必要となるときには災害救助法が適用され、次の応急救助が行われる。

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 埋葬、死体の搜索及び処理
- ・ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
- ・ 被災者の救出
- ・ 福祉サービスの提供
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与

2 災害弔慰金と災害援護資金（富士市災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害弔慰金の支給等に関する法律により、自然災害により死傷した者の遺家族に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対し、生活立て直しのための災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

【表 1】に定める 1～4 に該当する災害により、死者があったときには、その遺族に対し災害弔慰金の支給を行う。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・ 死亡者が受給者の生計を主として維持していた場合 | 500万円以内 |
| ・ その他の場合 | 250万円以内 |

(2) 災害障害見舞金の支給

【表 1】に定める 1～4 に該当する災害により、負傷又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、精神又は身体に障害（障害の程度による）がある者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

- | | |
|-------------------|---------|
| ・ 災害時の主たる生計維持者の場合 | 250万円以内 |
| ・ その他の場合 | 125万円以内 |

(3) 災害援護資金の貸付

【表 1】に定める 3 に該当する災害により、被害を受けた世帯に対し、次のとおり貸付けを行う。

〔対象世帯〕

- ・ 被害金額が住家又は家財の価格のおおむね 1/3 以上の損害のある世帯
- ・ 貸付金額 【表 2】のとおり
- ・ 貸付期間 10年（3年据置《内閣総理大臣が認める特別な場合に限り 5 年》）
- ・ 貸付利率 保証人を立てる場合…無利子
保証人を立てない場合…年 1 パーセント（据置中は無利子）

【第8 その他の福祉】

- ・ 償 還 方 法 元利均等の年賦、半年賦、又は月賦償還
- ・ 貸付対象者 世帯主
- ・ 延 滞 利 率 年5パーセント
- ・ 申 込 先 市役所（福祉部 福祉総務課）

災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金適用基準表

【表1】

	適 用 基 準
1	富士市内で5世帯以上の住居が滅失した災害
2	5世帯以上が滅失した市町が県内に3以上発生した災害
3	県内で災害救助法による救助が行われた災害
4	災害救助法による救助が行われた都道府県が2以上生じた災害

災害援護資金貸付限度額表

【表2】

	被害の種類・程度	世帯主の負傷有	世帯主の負傷無
1	家財の損害が1/3未満の世帯	150 万円	—
2	家財に1/3以上の損害を受けた世帯	250	150 万円
3	住居が半壊した世帯	270	170
4	住居が全壊した世帯（5を除く）	350	250
5	住居の全体が滅失、流失又はこれと同等の世帯	350	350

※ 世帯主の負傷の有無は、災害により全治1か月以上の負傷をしたかどうかということ。

3 災害の援助（富士市災害見舞金支給要領）

災害救助法が適用されない災害や失火等により死亡した市民の遺族や、住家に損害を受けた世帯に災害見舞金を支給している。

一 般 災 害

＜各年度3月31日現在＞

年 度	全壊（焼）		半壊（焼）		水損・床上浸水		死亡・ケガ	
令和元年度	6 件	30 万円	2 件	6 万円	0 件	0 円	3 件	10 万円
令和2年度	3 件	15 万円	2 件	6 万円	0 件	0 円	1 件	2 万円
令和3年度	3 件	15 万円	2 件	6 万円	21 件	21 万円	2 件	10 万円
令和4年度	7 件	35 万円	0 件	0 円	1 件	1 万円	2 件	5 万円
令和5年度	11 件	55 万円	0 件	0 円	16 件	16 万円	5 件	22 万円
令和6年度	6 件	30 万円	1 件	3 万円	9 件	9 万円	4 件	11 万円

※ 令和3年度の床上浸水は、令和3年7月豪雨災害によるもの。

4 福祉基金

（富士市福祉基金条例）

市民による福祉活動を積極的に推進し、社会福祉事業の充実を図るため、富士市福祉基金を設置している。

昭和55年にボランティア活動の支援を目的として運用してきたボランティア活動基金と、市民の皆様等から寄せられた寄付金及び市の出資金（3億円）を合わせて、昭和62年から福祉基金として基金の積み立てをしている。

積立額 536,698千円 <令和7年4月1日現在>

5 福祉展

富士市内の福祉施設・団体の方々が日ごろから心を込めて作り上げた作品を展示し、市民に対する福祉の啓発を行う。令和3年度からはInstagramを利用したオンライン形式でも開催している。

<令和6年度実績>

〔日 時〕 令和6年10月23日（水）～27日（日）

〔会 場〕 ロゼシアター 1階 展示室

参加状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数	—	—	29	38	43
製作者数（人）	—	—	998	1,323	1,593
作品数（点）	—	—	904	1,077	1,638
来場者数（人）	—	—	892	1,659	1,945
インスタ参加数	—	(8) ※参考値	18	13	16

<令和7年度開催予定> 令和7年10月22日（水）～26日（日）

6 社会福祉大会

社会福祉に功労のあった方々を表彰し、感謝すると共に、市民に対する福祉の普及啓発を図るために活動発表を実施する。

<令和6年度実績>

〔日 時〕 令和6年11月26日（火）13:30～

〔会 場〕 ロゼシアター 中ホール

〔受賞者数〕 ○大会会長感謝状（社会福祉功労）・・・2人（2個人）

○社会福祉協議会会長表彰・・・・・・・・・・24人（21個人、3団体）

○社会福祉協議会会長感謝状・・・・・・・・・・4人（4個人）

<令和7年度開催予定> 令和7年11月14日（金）

7 社会福祉法人の指導監督

主たる事務所（法人本部）が富士市の区域内にあり、実施する事業が富士市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁として、法人に対する指導監督を行う。

1 社会福祉法人認可事務

- ・ 定款変更の認可
- ・ 法人設立の認可
- ・ 定款変更届出の受理
- ・ 基本財産処分の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認
- ・ 理事の在任証明
- ・ 税額控除対象の証明

社会福祉法人認可事務実績 (件)

年度	認可	承認	証明
令和3年度	7	2	1
令和4年度	9	4	0
令和5年度	0	4	0
令和6年度	6	1	0

2 社会福祉法人指導監査事務

社会福祉法に基づく社会福祉法人の運営状況等の指導監査を実施する。なお、生活保護法ほか社会福祉各法に基づき設置する社会福祉施設の指導監査については、引き続き静岡県が実施する。

〔所轄法人数〕21 法人（令和7年4月1日現在）

（うち令和6年度指導監査実施法人数 …… 7 法人）

〔根拠法令〕社会福祉法第56条第1項

3 社会福祉連携推進法人認定事務等

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度（令和4年度施行）で、一般社団法人設立後に、認定所轄庁に対して社会福祉連携推進法人の認定申請を行う必要がある。

富士市が認定所轄庁となるのは「連携推進法人の認定を受けようとする法人の主たる事務所の所在地及びその行う事業の区域が富士市内である」場合で、社会福祉連携推進法人の認定事務のほか、所轄する社会福祉連携推進法人の定款変更の認可等を行う。

なお、令和7年4月1日現在、所轄する社会福祉連携推進法人は存在しない。